

令和8年度 第1回 川口市農政審議会 議事概要

- 1 開催日時 令和8年5月26日（火）
午前10時00分開始 午前11時21分終了
- 2 開催場所 川口市役所第一本庁舎6階 601会議室
- 3 出席者 委員：14人（敬称略）
中山栄次（会長）、野崎敦彦（副会長）、関裕通、鈴木國雄、
平林貢、肥留間広幸、新井真理子、片美咲、児玉良子、
横井里美、稲垣裕一、寺山樹生、宇田川謙、齋島雅之

関係者：3人
公益財団法人川口緑化センター
田中専務理事兼事務局長、山村事務局事業課長
農業委員会事務局
片岡局長

事務局：7人
安達経済部長、藤田グリーンセンター所長、佐藤農政課長、
安田農政課農政係長、尾崎農政課農業振興係長、
他職員2人
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事 議題1 令和8年度農業施策の概要について
議題2 明日の農業担い手育成塾の今後の運用について
議題3 2027年国際園芸博覧会出展事業について
議題4 川口農業ブランド制度
令和8年度第1期申請農産物に対する意見について
- 6 その他
- 7 議事録 (1) 開会
(2) 委嘱書交付
(3) 市長挨拶

- (4) 新委員自己紹介
- (5) 関係者及び事務局職員紹介
- (6) 会長互選
会長に中山栄次委員が選出される。
- (7) 副会長互選
副会長に野崎敦彦委員が選出される。
- (8) 会長、副会長挨拶
- (9) 議事録署名委員の選出
会長の指名により、鈴木國雄委員が選出される。

議 事	
議題 1 令和 8 年度農業施策の概要について	
事務局から説明。	
質疑なし。 議長は、議題 1 について諮ったところ、その他質疑なく終了した。	

議題 2 明日の農業担い手育成塾の今後の運用について	
事務局から説明。	
委員	今回対象となっている土地は市有地か、それとも民有地か。民有地であれば、優遇措置等はあるのか。
事務局	土地の所有者は川口市であるため、市有地である。登記上の地目は田、畑、山林であるが、課税は雑種地である。ただし、市有地であるため、固定資産税上は非課税である。
委員	①福祉団体等へ土地を貸し出すことや、収穫体験等のイベントを行うためには、公共交通機関や自動車等でのアクセスの良さが重要となると考えるがどうか。 ②本件は、どのような団体等と交渉していくのか。また具体的な活用案についてはどうか。
事務局	①圃場は差間地区にあり、近くにバス停もあり、路線バスでのアクセスが可能である。また、敷地内に砂利敷きの駐車場を整備しており、自動車の出入りも可能である。 ②今後の圃場活用に向けて、すでに福祉総務課と 2 回にわたり協議を重ねており、研修用地としての適性を検討している。また、今後は、単なる担い手育成に留まらず、幅広い農地活用を前提に、農産物に関する研究の場や、食育の観点から子どもたちへの教育の場とすることも見据え、多角的な活用方法を検討していきたい。

委員	新規就農希望者はどのように探すのか。また、指導・助言を行うアドバイザーはどのように探すのか。
事務局	新規就農希望者については、農業委員会事務局と連携を図りながら、農地バンク制度に手を挙げている方などを対象としたい。また、一定の年齢制限を設けたうえで、対象となる新規就農者を明確にしていきたい。 アドバイザーについては、露地野菜だけでなく、園芸分野の指導者の確保も要請したい。日常の農作業に追われている指導者 1～2 人だけでは負担が大きく、人員を確保するのも困難だと考えており、指導者側についてもメンバー登録制（指導者バンク）のような仕組みをつくり、登録を募ることも検討していきたい。
委員	明日の農業担い手育成塾の塾生について、今回、実績として挙げられていた方が生産していた作物の種類や売上高は。
事務局	作目としては、20～30 品目に及ぶ多様な野菜を栽培していた。研修の最終年度には、約 230 万円の売り上げを確保した。また、近くにある差間小学校の収穫体験の場として、この圃場を活用し、児童を受け入れた実績もある。
その他質疑なし。 議長は、議題 2 について諮ったところ、全員異議なく承認した。	

議題 3 2027 年国際園芸博覧会出展事業について	
事務局から説明。	
委員	川口市は安行の植木や花のイメージがあるが、どの品目であれば川口の魅力を一番表現できるか。また、15 平米という広さのイメージが掴みにくい。さらに、出展時期である 3 月の開催に合った花はその時期にあるのか。また、花よりも盆栽や造園の技術を活かした展示の方が良いのではないか。
事務局	出展週テーマは、「華やかに開幕を祝う春の花々」であり、出展に際し、テーマを順守することが望ましい。ただし、盆栽であっても花が咲いているものであれば、問題はないと考えている。15 平米の広さは、おおむね自動車 1 台分の駐車場スペースに相当する。出展イメージについて、資料 7 ページの案 1 より、事務局としては資料 8 ページの案 2 の方が表現しやすいのではないかと考えている。 この審議会の中で、15 平米をフルに活用したガーデン風の展示にすることも含め、どのような展示方式にするか、方向性を決めたいと考えております。
委員	受注業者により、作りたいものが違うと考えるが、どのように業者

	決定をするのか。
事務局	業者決定にあたってはプロポーザル方式を検討している。しかし、市内団体の意見をある程度聞かなければ、具体的なイメージは湧きにくいと考える。委託する際の仕様書の作成にあたっては、事前に関係団体と十分な協議を重ねる必要があり、業者決定後も、色々と相談に乗っていただきたい。事務局としても、花、植木、盆栽などの各団体から知恵を借りたい。
委員	予算の規模はどのくらいか。
事務局	本事業全体で約 600 万円である。
その他質疑なし。 議長は、議題 3 について諮ったところ、全員異議なく承認した。	

議題 4 川口農業ブランド制度 令和 8 年度第 1 期申請農産物に対する意見について	
議長が利害関係者となる議題のため、議長が退席し、副会長が臨時議長となる。	
事務局から説明。	
委員	実際、安行の直売所において評判が高く、申請者の梨を求める方も多くおりよいと考える。 しかし、1 個あたり何グラム以上といった、梨を 3 つ星ブランド品とするなどの明確な基準を持つべきではないかと考える。大きいもの、例えば 2L 以上のものはブランド品として扱い、それ以下のサイズにはブランドのシールを貼らないなど、今回の梨に限らず、こうした指導をしていただくべきではないか。
事務局	川口農業ブランドとして扱う中で、サイズなど一定の基準を設けることについて、川口ブランド推進協議会の中で策定・決定するよう、当審議会から答申すべきであるという解釈でよいか。
委員	それで良い。埼玉の農協においても、糖度と大きさが基準となっており、川口農業ブランド制度においても、同様にこうした明確な基準を設けるべきではないかと考える。
事務局	承知した。
その他質疑なし。 臨時議長は、議題 4 について諮ったところ、全員異議なく承認した。 議題 4 を終了し議長が入室。その後の進行は議長が行う。	

その他
事務局から前回会議（令和 7 年度第 2 回農政審議会）における意見に対する回答および今後の対応について

意見 1 地産地消推進店において、川口農業ブランドのものを活用できないか。	
意見 2 地産地消推進店において、生産農家を確認し、ブランド登録への働きかけはできないか。	
意見 3 ホームページ上で公開されている農地バンクの情報を、より分かりやすく、地図への落とし込み等はできないのか。	
意見 1・2・3 の 3 件については、今年度取り組む。	
意見 4 相続税の納税猶予制度等の課題に対し、国等への発信はできないのかという件について。これは、既に、平成 21 年度、25 年度、29 年度、30 年度と 4 回に渡り、固定資産税課から国に対し要望したが、その回答として、市街化区域内の農地に係る国の土地政策が見直されない限り、制度の見直しは困難との回答をいただいた経緯がある。	
委員	意見 4 について、少なくとも平成 21 年（約 15 年前）と現在とでは、農地に対する考え方が変わっていると考える。当時と状況が異なるはずなので、改めて要望を出しても良いのではないのか。
事務局	今年度も固定資産税課に対し、要望の提出を依頼し、三市税務協議会において、川口市の都市農業における相続税の猶予について要望を伝えたところである。国としては、市街化区域の農地に関しては、既に税の軽減措置が導入されているという認識であり、市街化調整区域並みの税金まで引き下げることについては、生産緑地に指定することで軽減される仕組みになっており農家側にはすでに選択肢を与えているというものである。
委員	国としては「税軽減を望むのであれば、生産緑地に手を挙げてください」ということか。
事務局	その通りである。すべての農地を生産緑地にするのか、あるいは半分ずつにするのか、もしくは生産緑地には指定せず、いつでも転用できるような体制をとっておくのか。選択肢を与えているという考え方である。
委員	生産緑地は、相続を受けた人間が亡くなるまで生産を続けていかないと、逆に大変な税負担になってしまうかと考えるが、いかがか。
事務局	その通りである。
事務局	納税猶予になった場合、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が平成 30 年に施行され、納税猶予となった生産緑地に関しては、本人が耕作をやらなくても貸借が可能とされる。貸借期間が終われば元の地主に返ってくる。また、貸借期間中に地主が亡くなっても、申告と手続きを行えば、相続税の納税猶予が継続されることになっている。